

キャリアタス UC 利用約款 変更箇所

■第2条（基本用語の定義）

第1項

<変更前>

(1)「キャリアタス UC」とは、事業者がインターネット上の事業者のウェブサイトで提供する就職支援管理等にかかわる、企業データ・求人データ・就職希望者学生データの管理および検索、メール配信やガイダンス・キャリア相談予約、就職活動状況の管理をはじめとする機能等を ASP として提供するシステムをいいます。

<変更後>

(1)「キャリアタス UC」とは、事業者がインターネット上の事業者のウェブサイトで提供する就職支援管理等にかかわる、企業データ・求人データ・就職希望者学生データの管理および検索、メール配信やガイダンス・キャリア相談予約、就職活動状況の管理等を目的として提供する ASP 型システムをいいます。

■第5条（キャリアタス UC の利用）

第1項

<変更前>

事業者は、キャリアタス UC を利用するにあたり、本約款に規定する事項を遵守するものとします。なお運営管理者は、自己の判断により事業者への通知をもって適宜本約款を変更することができるものとします。

<変更後>

事業者は、キャリアタス UC を利用するにあたり、キャリアタス UC の目的および本約款に規定する事項を遵守するものとします。なお運営管理者は、自己の判断により事業者への通知をもって適宜本約款を変更することができるものとします。

第3項

<変更前>

- (1)運営管理者、原権利者または第三者（応募者を含む。以下同じ）の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (2)本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (3)運営管理者または第三者に対して、誹謗・中傷または名誉を傷つけるような行為
- (4)有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書きこむ行為
- (5)運営管理者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (6)本約款の規定に反する行為
- (7)その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為

<変更後>

- (1)運営管理者、原権利者または第三者（応募者を含む。以下同じ）の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為

- (2)本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (3)運営管理者または第三者に対して、誹謗・中傷または名誉を傷つけるような行為
- (4)有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書きこむ行為
- (5)運営管理者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (6)営利・募集目的の情報を掲載・配信する行為
- (7)公序良俗に反する情報、広告・宣伝・営業活動、公職選挙運動、特定の思想・宗教への勧誘、またはそれらに類する内容を含む情報を掲載・配信する行為
- (8)キャリアタス UC の目的および本約款の規定に反する行為
- (9)その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為

■第 20 条（反社会的勢力との関係） **※新規追加**

事業者および運営管理者は、自己が反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と何ら関係を有していないことを表明し、保証するものとします。

■第 20 条の新規追加に伴い以下の各条項を次の通り変更

第 20 条（契約期間・解除）⇒第 21 条

第 21 条（合意管轄）⇒第 22 条

第 22 条（存続条項）⇒第 23 条

第 23 条（協議解決）⇒第 24 条

ご質問・ご確認等は、弊社営業担当もしくはキャリアタス UC カスタマーサポート
（メールアドレス： uc-school@disc.co.jp ）までお問い合わせください。